

◆融資申込提出書類一覧

※下記以外にも添付書類が必要な場合があります。

必要書類	制度名	小規模企業等振興資金	
		通常資金	小口資金
信用保証委託申込書セット		1部	1部
短期特別小口資金借入申込書		—	—
①決算書又は②確定申告書の写し(直近2期分) ③残高試算表【※決算期から6ヶ月以上経過時】	①、②は2期分 ③は必要時1部	①、②は2期分 ③は必要時1部	
印鑑証明書(申込人及び連帯保証人)	1部	1部	
納税証明書類(滞納のない証明書等)	1部	1部	
商業登記簿謄本、定款	1部	1部	
見積書(設備資金のみ)	必要時1部	必要時1部	
建築確認通知書・図面の写し(建築確認必要時)	必要時1部	必要時1部	
賃貸契約書の写し(借地、借家で経営の方)	必要時1部	必要時1部	
改装承諾書(借地、借家で設備する場合)	必要時1部	必要時1部	
許認可証の写し(許認可が必要な方)	必要時1部	必要時1部	

※印鑑証明書、商業登記簿謄本、定款については前回提出分と変更がない場合は提出不要です。

◆信用保証料

中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、1~9のいずれかの区分の保証料率となります。(参考)

・小規模企業等振興資金 (単位 年率%)

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	通常資金	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
小口資金	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46	

※有担保保証の場合は、上記保証料率から0.1%割引します。

※CRD・・・中小企業信用リスク情報データベース

◆保証料率の割引について

会計参与を設置している会社については、保証料率を0.1%割引します。

◆申込みのできない方

- (1) 金融・保険業(損保代理店を除く)、仲介業、興信業、遊興飲食業(風俗営業)、射幸的娛樂業、自由業などを営む方〈信用保証協会の保証対象業種に準じていない業種の方〉
- (2) 市税の滞納のある方
- (3) 不渡り処分等により銀行取引停止処分を受けている方
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する方

令和6年度

中小企業者向け

融資制度のご案内

～ 融資の申込みに際して～

- ◎ 借入の申込み・相談はお早めに
- ◎ 事業の内容(経理、資産、負債など)を把握しておくこと
- ◎ 借入の目的、返済計画を明確に
- ◎ 実行、返済は確実に

新城市
SHINSHIRO

産業振興部 産業政策課

TEL 23-7634

FAX 23-7047

◆新城市的融資制度（☆金利は、令和6年4月1日現在のものであり、変更する場合があります。）

制度名	融資対象	種類	融資限度額	融資期間及び融資利率		資金使途	返済方法	担保	保証人	信用保証	取扱金融機関					
小規模企業等振興資金	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に事業所を有していること。 ・税の滞納のないこと。 ・不渡処分により金融機関との取引停止中でないこと。 ・愛知県信用保証協会の信用保証対象資格のあること。 ・営業許可等を要する事業を営む方は、その許認可を受けていること。 	通常資金 (振) <small>【責任共有制度対象外】</small>	常時使用する従業員が50人以下(商業・サービス業は30人以下)の法人または個人	5,000万円以内	運転資金 3年以内 1.3% 5年以内 1.4% 7年以内 1.5%	分割返済 <small>※融資期間1年を除き、据置期間は1年以内</small>	原則不要 <small>ただし、法人の場合は法人代表者が必要</small>	原則不要		要する	三菱UFJ銀行新城支店 愛知銀行新城支店 豊橋信用金庫新城支店 豊川信用金庫新城中央支店 豊川信用金庫鳳来支店 蒲郡信用金庫新城支店 豊橋商工信用組合豊川支店					
					設備資金 3年以内 1.3% 5年以内 1.4% 7年以内 1.5% 10年以内 1.6%											
小口資金 (振小) <small>【責任共有制度対象外】</small>	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業は除く。)は5人以下)の法人または個人 	2,000万円以内 <small>(協会の既保証残すべて含む)</small>	運転資金 3年以内 1.1% 5年以内 1.2% 7年以内 1.3% 10年以内 1.4%	設備資金	分割返済 <small>※融資期間1年を除き、据置期間は1年以内</small>	原則不要 <small>ただし、法人の場合は法人代表者が必要</small>										

新城市では融資制度に係る補助制度を設けています。上記の小規模企業等振興資金(小口資金)においてはお支払いになった信用保証料の補助を行っています。融資に係る補助制度については、他にもございます。詳しくは下記をご覧ください。

◆融資に係る新城市的補助制度

制度名	補助対象	補助額	補助限度額	交付申請期限
信用保証料補助	小規模企業等振興資金融資制度の小口資金で借入れをした市内事業者	融資金額300万円までの信用保証料全額 ※借換分の金額を差し引いた実質借入額にて算出 ※融資金額が300万円以上の場合、300万円までの信用保証料相当額	10万円以内 (100円未満切捨て)	信用保証料納付日から15日以内
新城市小規模事業者経営改善資金利子補給	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度で借入れをし、当該融資に係る12か月分の利子を支払った市内事業者	12か月分の支払利子額（返済延滞により加算された支払利子額は除く。）の1/2	なし	12か月分の利子の支払いが完了した日から1か月以内